

## 振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定

平成24年4月1日

塩竈市告示第100号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定による区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

- 1 振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準(平成24年塩竈市告示第99号)で指定した地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- 2 振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準で指定した地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の工業地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
  - (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - (2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
  - (3)医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2号に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - (5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム